

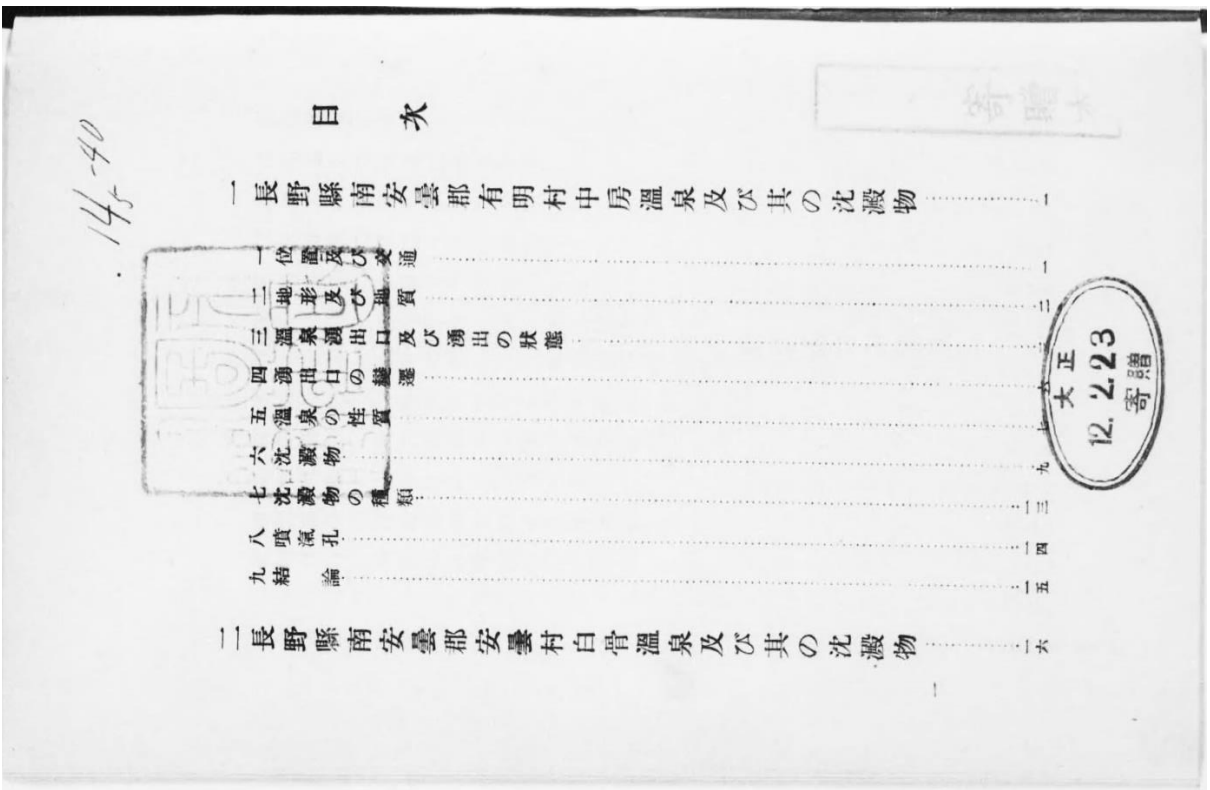
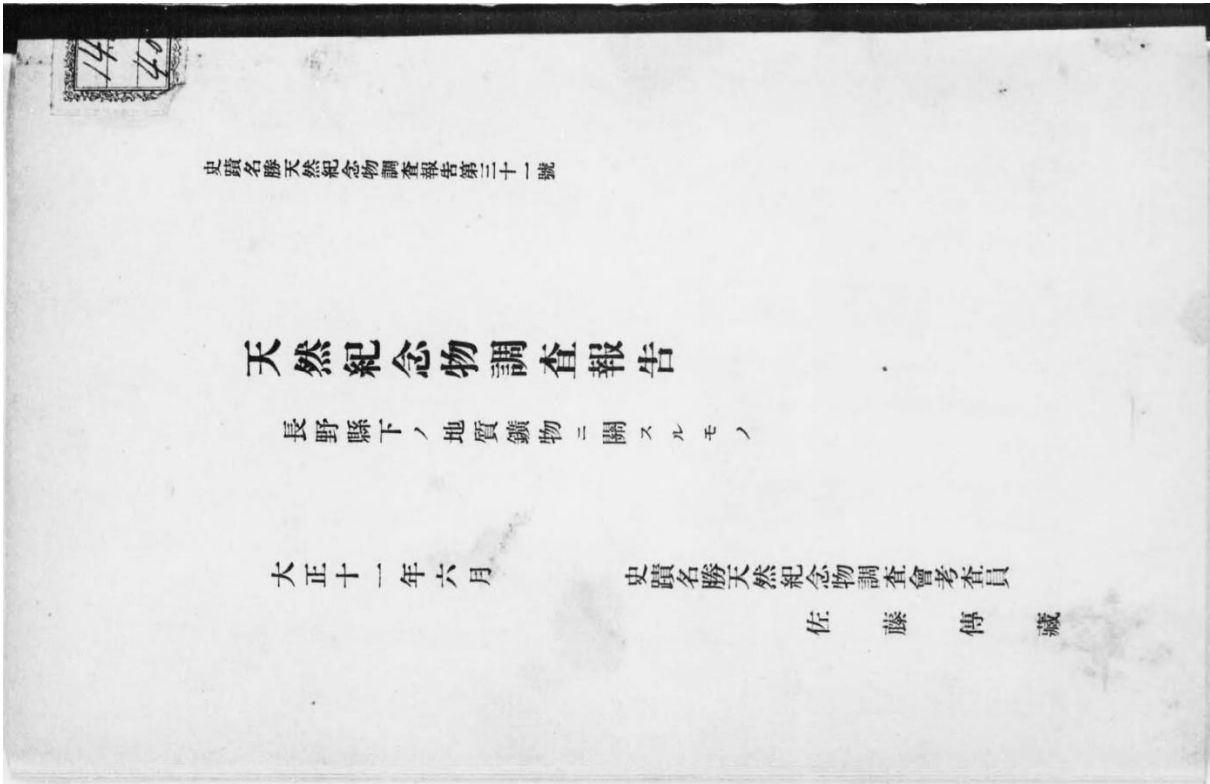
引用・参考文献

- 『安曇村誌 第一巻 自然』、1998、安曇村誌編纂委員会、安曇村
- 『安曇村誌 第二巻 歴史 上』、1997、安曇村誌編纂委員会、安曇村
- 『安曇村誌 第二巻 歴史 下』、1998、安曇村誌編纂委員会、安曇村
- 『飯田市美術博物館 文書目録Ⅶ』、2001、飯田市美術博物館
- 『入り四ヶ村書付』全30巻 松本市安曇支所所蔵
- 『古記録類総集索引 一入四か村・安曇村』、1981、安曇村教育委員会
- 『史蹟名勝天然記念物調査報告第三十一號 天然記念物調査報告 長野縣下ノ地質 鑛物ニ關スルモノ』、1922、史蹟名勝天然記念物調査會考査員 佐藤傳蔵、内務省
- 「自然環境と産業—近世の温泉」井上勲編『日本の時代史 29 日本史の環境』
2004、山本英二、吉川弘文館
- 「樹木とその葉 火山をめぐる温泉」『若山牧水全集』第7巻、1958、
- 『白船温泉』、1925、村上茂門、新信濃社
- 「白骨温泉」『長野県文学全集第Ⅱ期／随筆・紀行・日記編第3巻大正期
〈I〉』、1989
- 『信濃奇勝録. 卷之二』、1887、井出道貞、井出通
- 『信府統記』卷6「大野川ノ中」、1727
- 『新編信濃史料叢書 第5巻・第6巻 信府統記上・下』、1973、信濃史料刊行会
- 『全國温泉鑛泉ニ關スル調査』、1923、内務省衛生局
- 『長野県史 近世史料編』第5巻(2) 中信地方、1974、長野県
- 「長野県史収集近世写真資料」5・松・村・110-1～7、長野県立歴史館所蔵
- 『乗鞍岳麓湯の里白骨（白船）—その自然と民俗—』、1981、横山篤美、信州の旅社
- 『乗鞍岳地域の地質 地域地質研究報告（5万分の1地質図幅）』、1995、中野俊、大塚 勉、足立 守、原山 智、吉岡敏和、通商産業省工業技術院地質調査所
- 『平成29年観光地利用者統計結果』、2017、長野県
- 『南安曇郡誌 第一巻』、1956、南安曇郡誌改訂編纂会、南安曇郡誌改訂編纂会
- 『日本鑛泉誌』中巻、1886、内務省衛生局

卷末資料

1 天然記念物調査報告（佐藤報告）

（国立国会図書館デジタルコレクションより）



| | |
|--------------------------|----|
| 一 位置及び交通 | 一六 |
| 二 地形及び地質 | 一六 |
| 三 湧出口及び湧出の状態 | 二〇 |
| 四 温泉の性質及び含有物 | 二二 |
| 五 沈澱物 | 二四 |
| 六 噴湯丘 | 二八 |
| 七 結論 | 二九 |
| 二 長野縣北安曇郡平村高瀬川上流の温泉及び噴湯丘 | 二九 |
| 一 位置及び交通 | 二九 |
| 二 地形及び地質 | 三一 |
| 三 温泉の性質分布及び沈澱物 | 三一 |
| 四 温泉及び噴湯丘特説 | 三五 |
| 五 霰状の方解石 | 四二 |

| | |
|------|----|
| 六 結論 | 四五 |
|------|----|

圖版目次

| | |
|-----------------------|-----|
| 第一圖版 中房温泉地略圖 | 對二 |
| 第二圖版 中房温泉沈澱物の分布 | 對一〇 |
| 第三圖版 中房温泉と其の沈澱物(その一) | 對一二 |
| 第四圖版 中房温泉と其の沈澱物(その二) | 對一二 |
| 第五圖版 白骨温泉地形及地質略圖 | 對一六 |
| 第六圖版 湯川隧道平面圖及び断面圖 | 對一八 |
| 第七圖版 白骨温泉及び其の沈澱物(その一) | 對二六 |
| 第八圖版 白骨温泉及び其の沈澱物(その二) | 對二六 |
| 第九圖版 湯俣川噴湯丘及び温泉の分布圖 | 對三二 |
| 第十圖版 湯俣温泉及び噴湯丘(その一) | 對三六 |
| 第十一圖版 湯俣温泉及び噴湯丘(その二) | 對三八 |

二 長野縣南安曇郡安曇村白骨温泉及び其の沈澱物

(天正九年七月調査)

一 位置及び交通

中央線松本驛前に於て島々行の自動車に投ずれば約六里の道を一時間半にて梓川齋谷の松本平の出口なる安曇村字島々の一小驛に達す、此處より徒歩にて野麥街道を梓川に沿て齋谷の奥へ進み、同村字稻核を過ぎ梓川の支流奈川と本流との合流點なる奈川渡に於て野麥街道と分れ奈川橋を渡る野麥街道は奈川に沿ふて廻り野麥峠を経て飛驒の高山に至る之より尙ほ梓川本流の右岸に沿ひ小徑を進むこと約一里にして梓川の一支流大野川との合流點に至る大野川を渡り左岸中腹の小徑を廻りて同村字大野川の一小寒村に達す、之より北行して杓峠を経て急坂屈折の山道を辿りて白骨温泉に達す、大野川と白骨温泉との間は約一里半なり、温泉場は梓川の右岸の支流なる湯川とその小支流なる湯澤との合流點より約五町上流にて湯澤右岸なる小階段地にあり。

二 地形及び地質

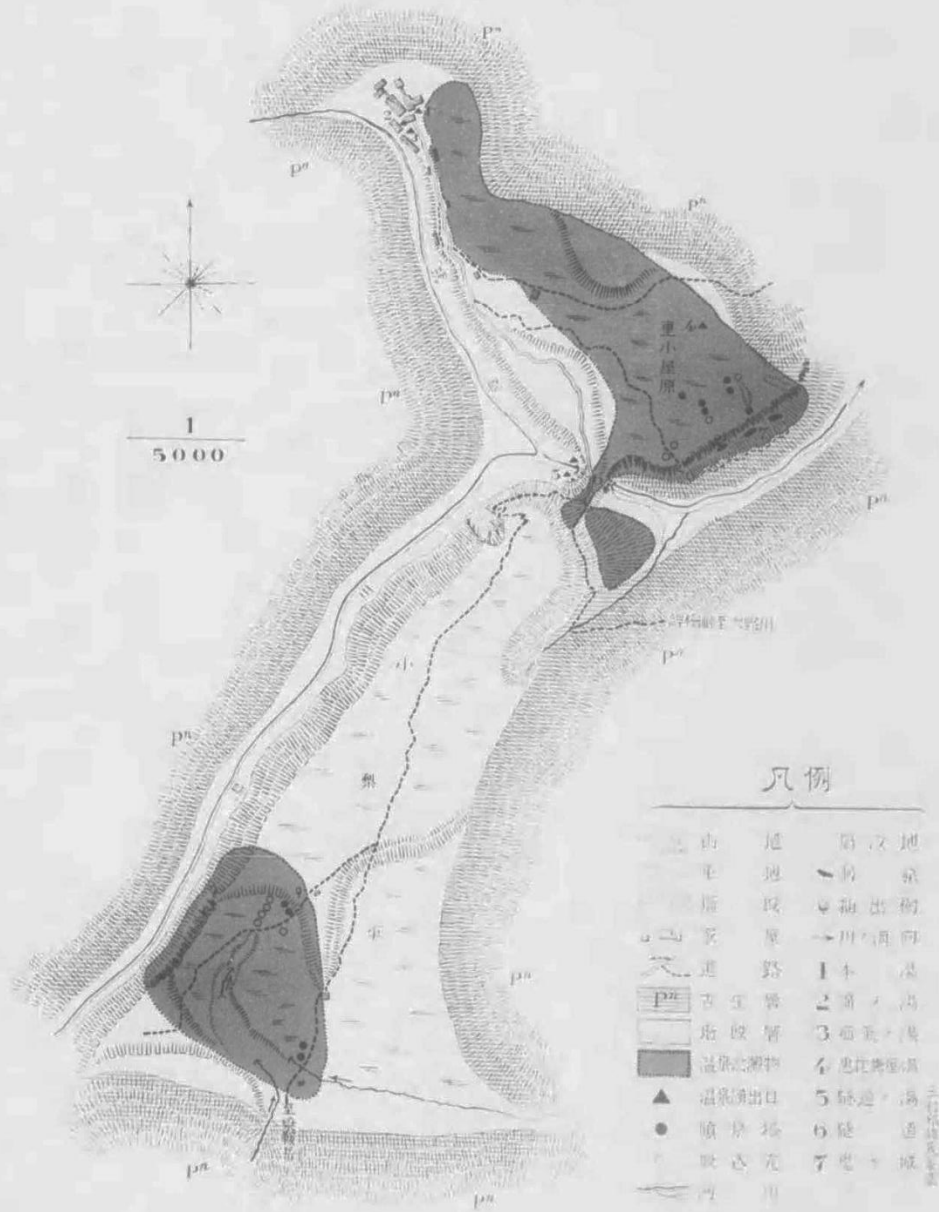
南西に當つては乗鞍岳の一大休眠火山の巍然として四近を壓するあり西北には飛驒山脈中唯一の活火山燒岳の盛んに噴煙するあり之よりやゝ東方に淺澤を隔て穂高連峰の屹立するあり、東南には鉢盛山の圓頂の聳立するありて本地域外圍の重鎮をなす。

此等諸峰の間に於て縦横の一大齋谷を作るものを梓川とす、温泉は其の支流の齋谷に存在するを以て四周は全く山岳重疊せりされば前記の諸峰も温泉場に於ては一ち之を望見すべからず。

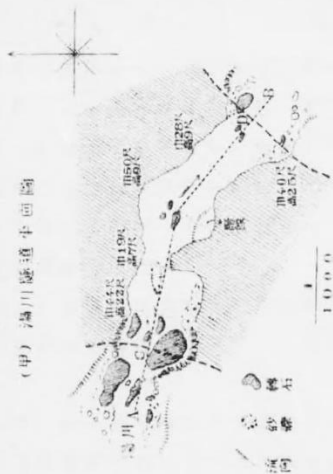
湯澤の左岸には其の湯川との合流點より上流へ長さ五六町幅一二町の階段の小平地あり、湯澤に面して斷崖をなす、現在温泉の湧出するは此の小平地の北西端階段の下にあり、階段上の平地は多く畑地にして其の南東部を重小原と呼ぶ、湯川の右岸にも此れより稍大なる階段の平地ありて湯澤との合流點より上流へ長さ約七八町幅約三四町あり、之を小梨平と稱す、同じく湯川に面して高さ約五六十米の斷崖をなして終る。

此の階段の層は古生層の浸蝕せられたる面上に崖錐及び河水沈澱層の堆積して

第壹圖
白骨溫泉地形及地質略圖



第六圖版
(甲) 湯川隧道平面圖



(乙) 同上断面圖



成生したるものにして、其の上部は小梨平の南部及び重小屋原共に一部厚き石灰華を以て覆はる此の平地を圍む山地は總て古生層にして粘板岩硬砂岩を主として又た硅岩石灰岩輝綠凝灰岩等あり石灰岩は湯澤と湯川との合流點に厚き露出あり其の一部湯川の爲めに浸蝕せられて隧道を生ぜり。

隧道は俗に之をスイドクシと云ふ其の西口の高さ二十二尺にして次第に内部低く一たび七尺に低下し更に九尺内外となり長さ約二百十二尺にして盡く方向は初めは略東に進み中央より南五十度東となる幅は洞門に於て四十四尺尋で縮迫して十九尺となり再び開きて五十尺となり更に縮まりて二十八尺となり出口にては四十尺なり落盤も諸所にあり天井よりは冷水竝に微温湯滴下し鈎鐘狀の鍾乳石多少垂下するも小形のものは殆んど皆破壊せられたり西口の地質は隧道の北半と南半とは異なり北半は層理判然たる黝色の石灰岩なるが南半は一種の角礫岩にして粘板岩角礫硬砂岩等の角礫より成り碳酸石灰を以て膠結せらる而して石灰岩と角礫岩と相接する境界線は略半圓形を呈し以前は石灰洞窟の一側壁なりしかの感を起さしむ即ち石灰洞窟が其の天井墜落等の爲めに破壊せられた



るものが古生層の碎片を以て埋没せられ其の後湯川の水が其の下部を流れ化學的並に器械的に浸蝕して此の隧道を生ぜしものなるべし。

石灰岩は淡靑乃至濃靑色にして層理判然し各層は著くして離脱する性あり層向は北二十五度東にして八十度の角度を以て東方に傾斜す。

隧道の東口の左岸に落磐を爲せる石灰華上に栢栢の實の如く集合せる散狀の方解石あり又鱗狀石灰岩を爲すものあり其の粒の直徑は五ミリ内外のものを普通とす。

三 湧出口及び湧出の狀態

白骨温泉の湧出口は三あり本湯綿湯及び疝氣の湯是なり本湯は湯元の新宅の前庭にて藥師堂の西下より出で綿湯は本湯の西南約廿米垂直距離十米以下の斷崖の處より出で疝氣の湯は綿湯の南方約八米の處より出で孰れも古生層の角岩及び石灰岩層の裂罅より炭酸瓦斯を伴ひて湧出す湧出口附近には孰れも厚さ二三

尺の石灰華少量の石膏及び硫黃の沈澱あり本湯の湧出量は一斗二升の槽を充たすに十秒を要し綿湯は一分四秒疝氣の湯は廿秒を要す(大正九年七月廿六日測定)其の他の温泉は隧道西口附近に於て湯川の左右兩岸の石灰岩の裂罅より湧出す、隧道の湯と稱するものは是れなり殊に其の右岸より出づるものは多量にして現今の湯川の水面より垂直距離約十米の處より湧出し硫黃及び石灰華を盛んに沈澱す石灰華は其の表面葡萄狀波紋狀又は小規模の階段狀を爲し俗に湯蠟と稱するミズハイ(巨岩(巨岩))多量に其の上に棲息せり温泉は攝氏四十度半氣温二十二度(半)酸性にして硫化水素の臭氣あること本湯に同じ湧出量は一斗二升の槽を充すに十五秒間を要す二十六日測定)未だ浴用として利用するに至らず。

左岸より出づるものも亦河水面より約十米の高處にあり硫黃及び石灰華の沈澱と其の他の性質は右岸より出づるものと異なること無し湧出量は之を測定せず。重小屋原に於て恵比壽屋と稱する茶屋の裏の石灰華中を穿ちて掘鑿せる處にも亦温泉湧出し恵比壽屋の湯と稱す炭酸瓦斯を盛んに放出し硫黃の沈澱あり酸性にして硫化水素の臭氣を放ち攝氏四十五度氣温二十一度(半)微酸味あり石灰華の

割れ目には長さ五乃至十ミリの石膏の結晶が華状を爲して附著す、湧出量多からずして未だ利用するに至らず。

四 温泉の性質及び含有物

温泉は孰れも無色透明にして微酸味を帯び硫化水素の臭氣を放つ、但し槽中にあるものは硫化水素の酸化により粉狀硫黄を沈澱する結果白濁す、試験紙の反應は酸性なり、溫度は孰れも攝氏五十度、大正九年七月二十六日午前十時測定氣溫攝氏二十二度。

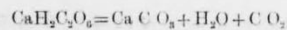
地質調査所の分析に據れば其の成分次の如し(大正九年十二月一日報告)

白骨温泉本湯定量分析十萬分中(管イオンにて記す)

| | |
|--------|------|
| 反應 | 弱酸性 |
| 比重 | 一〇〇一 |
| 全固形物 | 九七二〇 |
| 硫酸 | 二七四 |
| 酸化鐵及礬土 | 痕跡 |
| 磷酸 | 痕跡 |

| | |
|--------|-----------------|
| カルシウム | 一九一六 |
| マグネシウム | 四八六 |
| ナトリウム | 一〇五三 |
| カリウム | 二四一 |
| 硫酸(%) | 〇六四 |
| 炭酸(%) | 四六六〇(無機炭酸は定量せず) |
| 鹽素 | 一〇九三 |
| アンモニウム | 〇二七 |
| 硫化水素 | 一九一 |

即ち白骨温泉の鹽基の重なるものはカルシウムにして十萬分中一九一六に達し、ナトリウムは一〇五三にしてカルシウムの殆んど半なり、硫酸及硫酸は極めて少量なるに拘らず、炭酸は四六六〇の多きに達す、此の結果として温泉は弱酸性を呈し、温泉冷却すれば複炭酸鹽は炭酸の過剰が逃出する結果として分解し、炭酸鹽として沈澱す、即ち左式の如し



此の故に白骨温泉の主なる沈澱物は石灰華なり而て石灰華は現在の湧出口附近に堆積するのみならず重小屋原及び小梨平の南部の如き現在の湧出口を距ること遠き處にも亦厚く其の堆積するを見る。

石灰華は又石灰を分泌する藻類の爲に沈澱すること少からず、白骨温泉附近に沈澱堆積する石灰華にも亦た藻類の作用に推るものあるべしと雖も今は之を認むるの材料に乏しきを遺憾とす。

五 沈澱物

現在温泉は湯澤左岸に三四ヶ所湧出するのみなるも古き温泉の沈澱物は之より遠く離れたる小梨平南部隧道附近重小屋原附近に廣域を領して堆積せり孰れも過去の時代に於て盛に湧出せる温泉の産物なり。

(一)重小屋原に於ては温泉場の東北方より南方湯川左岸の階段地の先端に至る間湯澤左岸の階段地の殆んど全部を石灰華にて覆ひ湯川に面しては厚さ二三十米の斷崖をなして石灰華を露出し其の斷崖の中腹には温泉の流下せし當時の沈澱物を其の儘に存せる處あり又三個の洞窟あり此の洞窟附近一帶の奇景を臆が

城と稱す其の最下にある最大の洞窟に就て測定せしに洞門は南七十度西の方向に開口し其の高さ六尺五寸深さ十二尺内部に高さ三尺乃至五尺の階段あり階段上より天井の最も高さ處迄八尺あり洞門の中央に水蝕の殘物なる石柱の如きものあり其の底部は直径一尺五寸なりとす鍾乳石及び石筍は概ね破損す温泉の北裏より重小屋原の西半は石灰華の分解物より成れる地面を圍繞して畑地となせり重小屋原の東半より湯川左岸の階段地に至る間は草木の繁茂に委せられたるや舊態を存するものありて噴湯丘破込孔陷落地裂罅等多し尙此の沈澱物の下層には温泉の湧出する處ありて彼の沈澱物の厚き所は三十米以上に及ぶべし。

(二)隧道附近に於ては隧道の東南側即ち湯川右岸の傾斜地の檜峠及び澤渡に至る道路附近に露出せり隧道附近には巨大なる岩塊となりて轉々せるものあり小梨平の東北より流れ落つる水の爲め濕潤なる草地の下に點々露出せり。

(三)小梨平の南部に白樺等の雜木繁茂せる地あり温泉の石灰華にて覆はれたる處にして東方は夏小屋此の地方の畑を耕す爲め耕作期のみ居住する假小屋附近より西方湯川に面する斷崖の先端迄連続し湯川に面する處にては厚さ約三十米

に及べり二及び二の者に比すれば廣く且つ厚し、此地の東南及び北方の區域は多少畑地として利用せらるゝ處あるも大部分は土地は肥沃ならずして未だ開墾せられず、徒に荆棘の繁茂するに委かせたり、東方より出でて此の地の南端に流れ來る幅一尺の細流は夏小屋附近に於て石灰華の下に吸込まるゝ者二流あり、沈澱物の下は隧道をなして流れ、中間は其の天井陥落の爲めに流水再び地上に露はれて更に地下に入る、其の川の地下を流るゝ線と思はるゝ處には陥落地相連続し、北方にては大なる龜裂線となり、其の上に四箇の吸込孔一列に並べり、此の他に吸込孔の大なる者あり、又北方及び東南端等には藪に覆はれて多數の噴湯丘存在せり。

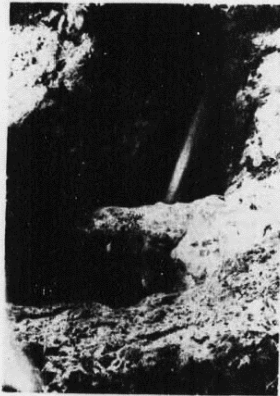
沈澱物は其の構造より云へば次の四種あり

(一) 海綿狀石灰華 多孔質海綿狀にして、温泉の流下せし地に多し、小梨平のものは木葉の型を押し木葉石と稱するもの多く、時には樹枝木幹等を包みたる後其の腐蝕し去りたる跡に其の形を爲せる孔を存するものもあり、又管狀をなせるもの等あり。

(二) 方解石の粒狀集合 純白色又は灰白色亞透明殆んど大理石様の外觀を呈す

第五圖版

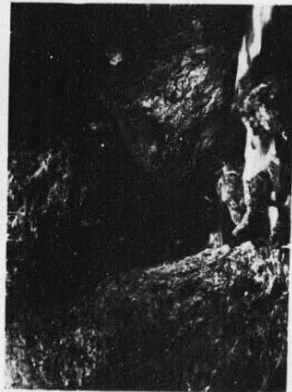
白骨温泉及び其の沈澱物(その一)



(一) 鬼ヶ城の石垣狀の石灰華

(二) 隧道の入口

(竹より窺す)



(三) 隧道路口の天井を四圍より見る多くの鍾乳石垂下するものは中央に茶碗を伏せたる様に寫たり

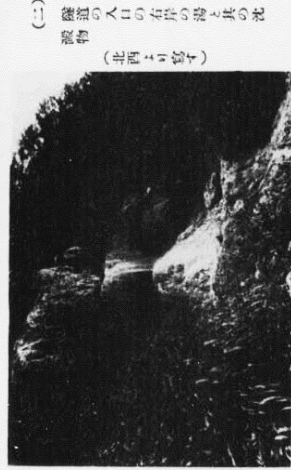
(金井嘉登氏撮影)

第六圖版

白骨温泉及び其の沈澱物(その二)



(一) 温泉の入口の右岸の湯と其の沈澱物 (南方より望す)



(二) 温泉の入口の右岸の湯と其の沈澱物 (北西より望す)



(三) 温泉の噴湯丘の一 (東北より望す)

(金井金太郎撮影)

るも、各粒の密著力は大理石より弱し其の粒は粗密種々なり。

(三)方解石の束柱状または纖維状集合 白色灰色褐色等の方解石の束柱状の集合にして柱の方向は概ね層面に垂直なり、一寸内外の層の相重るもの又は他の石灰岩に接するもの等あり又た纖維状構造のものは石灰華の孔隙の内壁に恰も玉髓の附着せるが如き状態をなして存す。

(四)叢状方解石 石灰華の孔隙を填充して略等大の粒が柘榴の實の状をなし或は不等大の粒が鶏の體中の卵の連続せるが如き狀をなす、小なるものは稗粒位より大なるものは鳩卵大に及び周圍の石灰華の既に完全なる方解石と化せるものにありては之と相糝合せものあり時には完全に相集合密着して所謂鬮状石灰岩をなすものあり。

各粒は其の互に相接する處窺みて五角十二面體の稜を削磨せる如き形をなすものあり其の他完全なる球形をなすもの、卵形のもの等あり中心に粘板岩の小破片を有するものあり此等の諸形が叢状沈澱の生因と金平糖の生成との連絡を意味するものなるべし。

六 噴湯丘

噴湯丘は重小屋原及び小梨平に數多存在するも割線の爲めに覆はれたるもの多し、今小梨平の者二標式につき調査せる結果を擧ぐれば次の如し。

(一) 破頂圓錐形を呈し高さ一米、基底の北東の長徑一九米、北西の短徑一・五米、主噴孔は圓形を呈し其の直徑〇・二五米、深さ〇・七米、北東の方向の孔壁は缺く、主噴孔の外尙約十個の大小の副噴孔あり。

(二) 前者の西方約六米の處にあり高さの割合に其底廣く噴孔大なるホマーテ式(Hornet)火山に似たり、即ち高さ一米、基底は橢圓形にして、北東の長徑四五米之と直角なる短徑二・七米、主噴孔も亦橢圓形にして北東の長徑二米、北西の短徑一米、其の側壁に大小十個の副噴孔あり、主噴孔は西南の部には廣さ約一米缺如す、又北東の部に多少の切れ込みあり、此の噴孔の中央に更に小なる噴湯丘ありて其の基底は直徑〇・三米の圓形を呈し、徑〇・〇三米の噴孔を有す、其の他重小屋原にある多數の噴湯丘は尙は將來の調査を俟て報告するところあるべし、聞く北アメリカ合衆國のイエローストーンナショナルパーク(Yellowstone National Park)のマンモススプリ

ング(Geysers)は同地方に於ける唯一の石灰泉にして其の中生代の石灰岩層を通過するを以てカルシウムの多量を沈澱すと、白骨温泉も亦古生代の石灰岩層を通過し來るを以て斯る多量の石灰質の沈澱物を生ぜるものならんか。

七 結論

白骨温泉には次の如き特性あり。

- (一) 石灰華の現に盛んに沈澱しつつあること。
- (二) 石灰華の種類に富むこと。
- (三) 破狀方解石の沈澱あること。
- (四) 數多の噴湯丘あること(現在は孰れも活動せず)

以上の特性あるを以て白骨温泉は天然紀念物として保存する必要があるものと認め、而て其の區域の如きは噴湯丘の分布を更に精査したる上決定すべきものなり。

三 長野縣北安曇郡平村高瀬川上流の温泉及び噴湯丘

(天正九年七月調査)

一 位置及び交通

2 関係法令等抄録

文化財保護法（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁(りょう)、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一條第一項第四号、第五十三條第一項第七号及び第八号、第六十五條並びに第七十一條の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる

だけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

（仮指定）

第十條 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三條を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定

を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者

がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三条の二第一項を除く。）及び第一百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若し

くは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項

については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合におい

て、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者

は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のた

めに行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二十九条の四 第二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三

条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二十九条の五 文化庁長官は、第二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認める

ときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

(国に関する特例)

- 第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

- 第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載

された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもって足りる。

第十三章 罰則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

文化財保護法施行令（抄）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該

都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又

は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項におい

て準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、

設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第十五条第一項(法第二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第一百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。))第二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。))は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。))第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市

(特別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場

合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物その指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の

許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(平成12年4月28日文科大臣裁定、平成31年3月29日最終改正)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行わ

れる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

- (2) 次の場合には当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与える恐れがある場合

- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項のただし書きの維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な

な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第5条第4項第1号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡

名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第5条第4項第1号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の高さ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第5条第4項第1号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水

族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第6条第2項第1条イ及びロ関係

令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。

III その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

3 様式

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名(又は名称)

印

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請

史跡名勝天然記念物の現状変更等をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

- 1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)
又は天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
特別天然記念物 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石
- 2 指定年月日
天然記念物指定：大正11年3月8日
特別天然記念物指定：昭和27年3月29日
追加指定：令和2年3月10日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県松本市安曇4195番4ほか
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。)
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
(占有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる占有者を記載すること。)
- 6 管理団体の名称及び事務所の所在地
名 称 松本市
所在地 長野県松本市丸の内3番7号
- 7 管理責任者の氏名及び住所
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名
住所
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
(具体的に記載すること。)

10 現状変更等の内容及び実施の方法

(可能な限り、別紙等により詳細に記載すること。)

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

(具体的に記載すること。)

12 現状変更等の着手及び終了の予定期間

着手：許可の日から 年 月 日 (「許可あり次第」等も可)

終了： 年 月 日

(終了時期については、余裕をもって記載すること。)

13 現状変更等に係る地域の地番

長野県松本市安曇〇〇番地

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

氏名

住所

15 その他参考となるべき事項

[添付書類]

1 位置図

2 現状変更等の設計仕様及び設計図

3 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番等を表示した実測図(現状変更等の対象地を表示)

4 写真(現状変更等の対象を表示)

5 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

6 許可申請者が所有者以外の物であるときは、所有者の承諾書

7 許可申請者が権現に基づく占有者以外の物であるときは、その占有者の承諾書

(2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等終了報告書

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名 (又は名称)

印

史跡名勝天然記念物の現状変更等終了報告書

年 月 日付け 第 号の で許可のあった標記の現状変更等
が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 事業施工箇所

3 着手年月日

年 月 日

4 終了年月日

年 月 日

5 その他参考になる事項

[添付書類]

(位置図、変更前後の写真等)

(3) 史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書（別記様式第 17 号）

史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 129 条の 4（同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届け出ます。

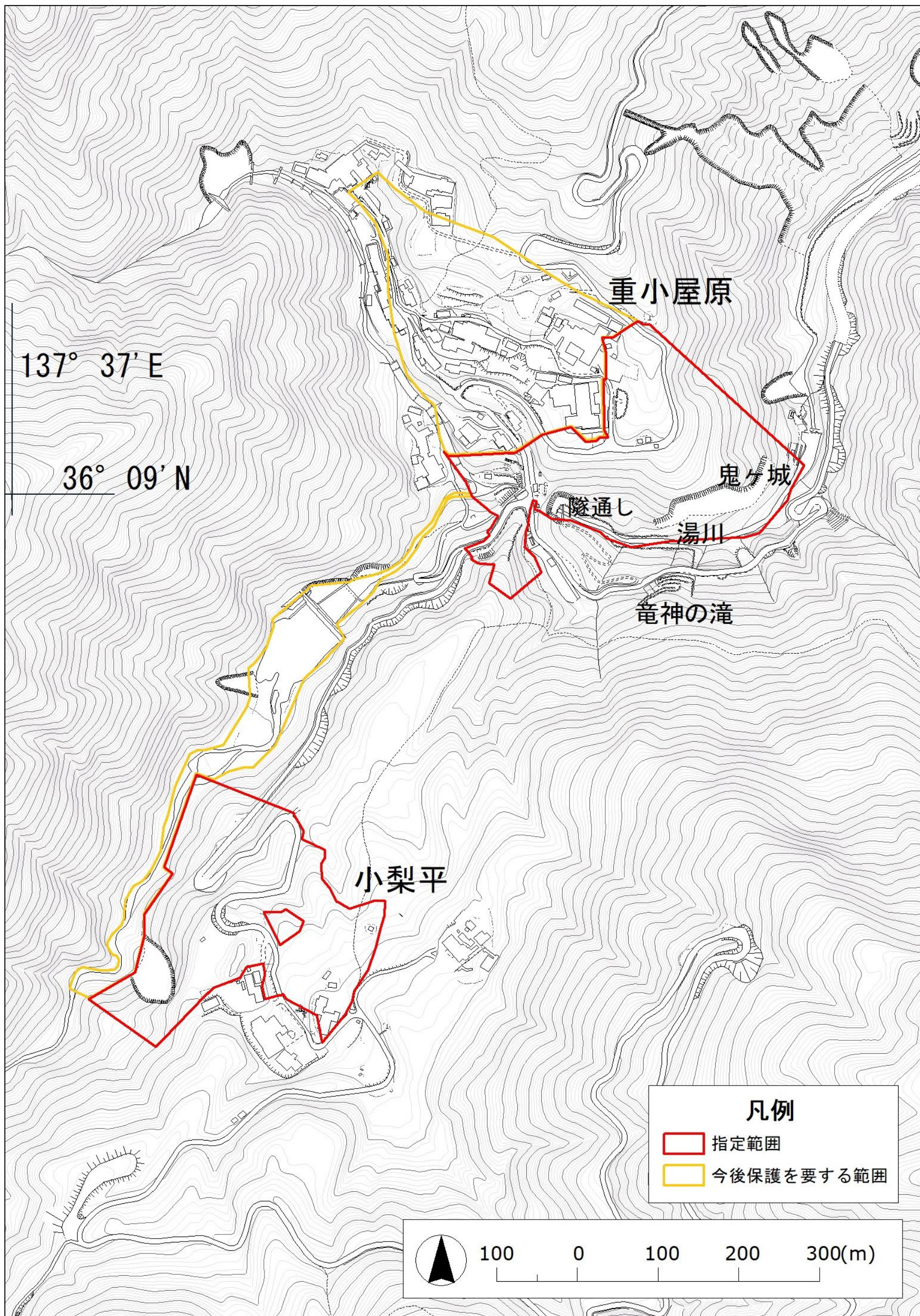
記

- 1 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称
特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画
- 2 現状変更等の内容
- 3 現状変更等の着手及び終了年月日
着手 年 月 日
終了 年 月 日
- 4 その他参考となるべき事項

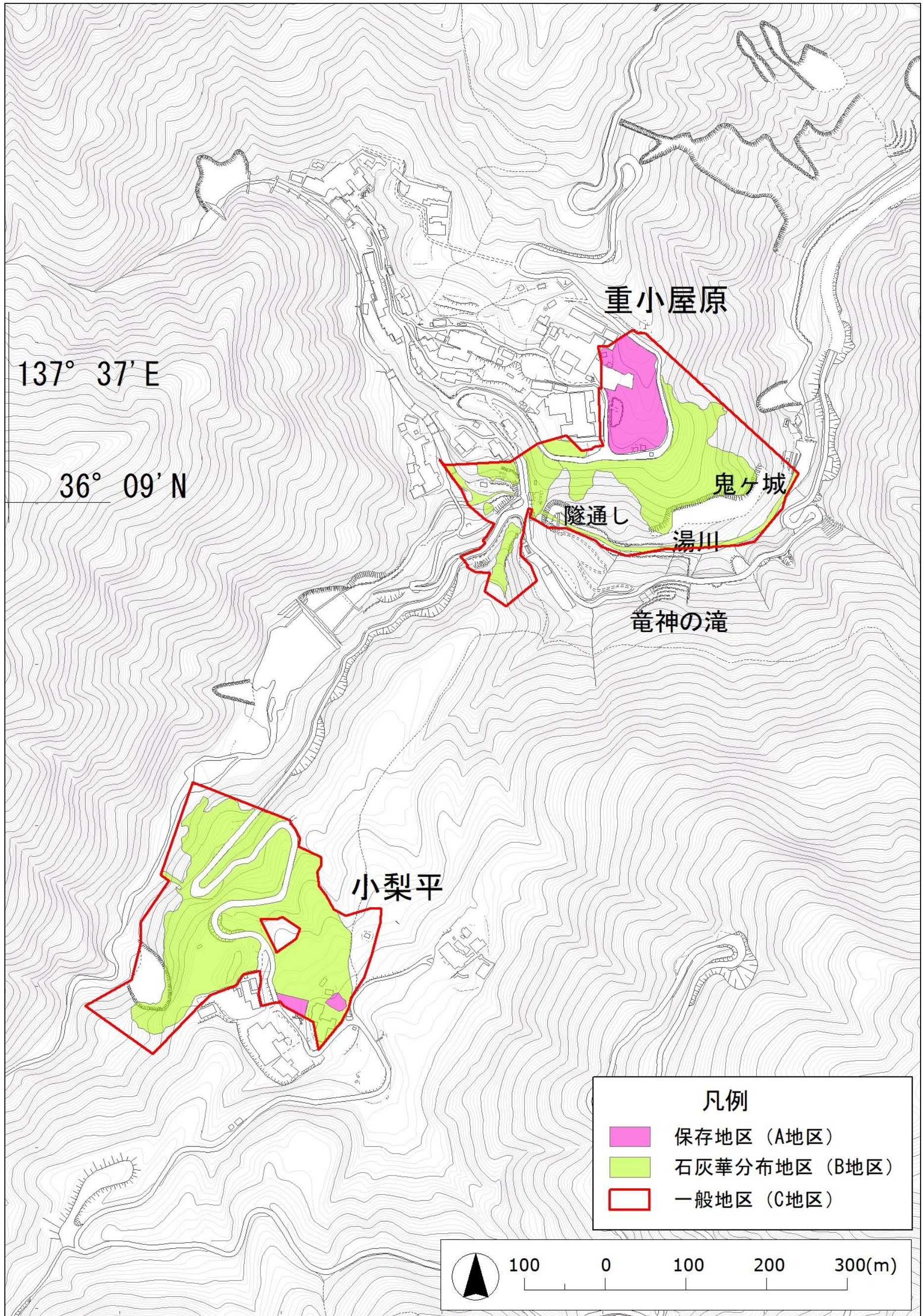
(備考)

- 1 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

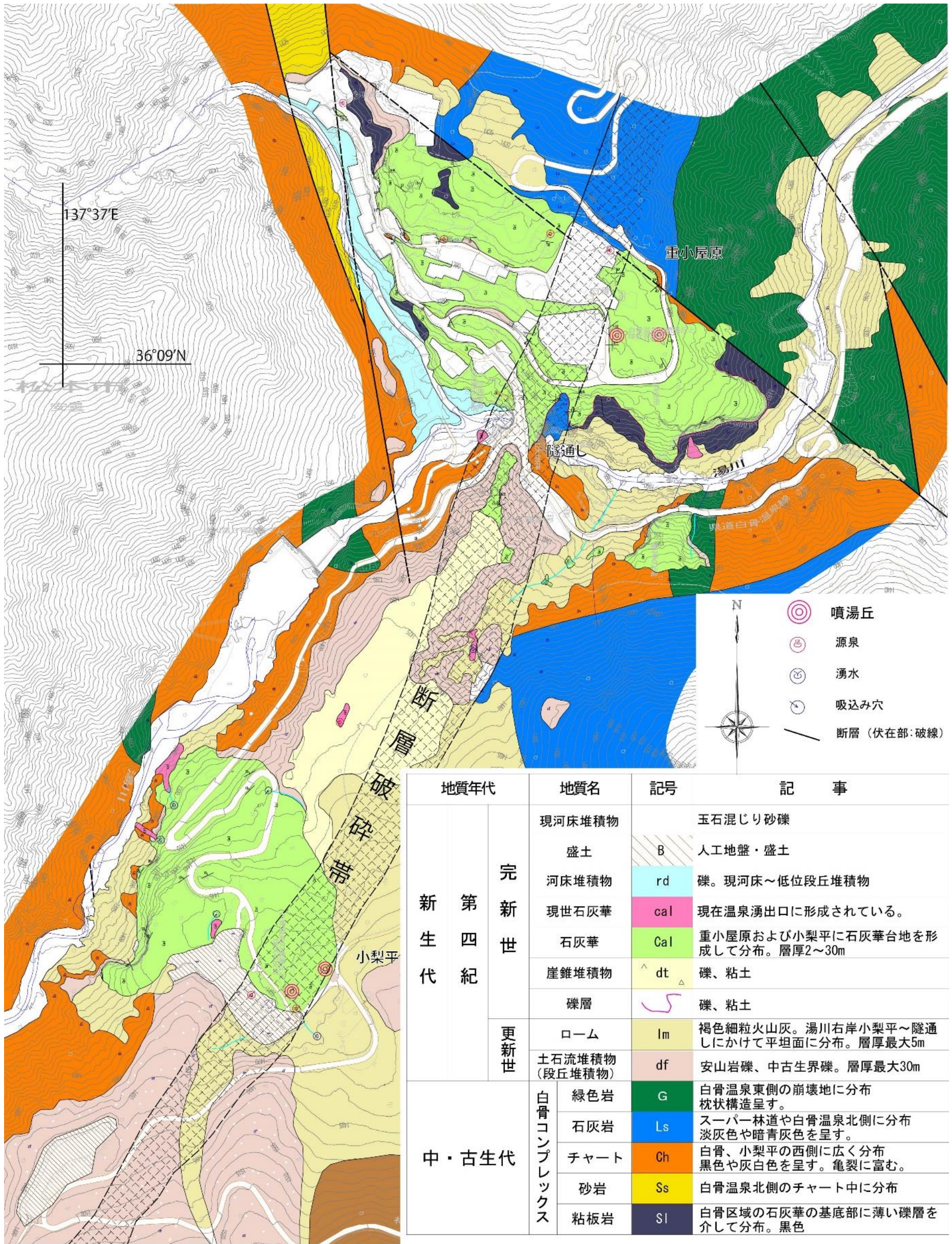
4 各種図面
(1) 指定範囲図



(2) 地区区分図



(3) 白骨温泉地質図



| 地質年代 | 地質名 | 記号 | 記事 |
|-------|---------|-------------------|---|
| 新 生 代 | 完 新 世 | 現河床堆積物 | 玉石混じり砂礫 |
| | | 盛土 | B 人工地盤・盛土 |
| | | 河床堆積物 | rd 礫。現河床～低位段丘堆積物 |
| | | 現世石灰華 | cal 現在温泉湧出口に形成されている。 |
| | | 石灰華 | Cal 重小屋原および小梨平に石灰華台地を形成して分布。層厚2～30m |
| | | 崖錐堆積物 | dt 礫、粘土 |
| | | 礫層 | 礫、粘土 |
| | 更 新 世 | ローム | lm 褐色細粒火山灰。湯川右岸小梨平～隧通しにかけて平坦面に分布。層厚最大5m |
| | | 土石流堆積物 (段丘堆積物) | df 安山岩礫、中生界礫。層厚最大30m |
| | 中・古 生 代 | 白 骨 コ ン プ レ ッ ク ス | 緑色岩 |
| 石灰岩 | | | Ls スーパー林道や白骨温泉北側に分布 淡灰色や暗青灰色を呈す。 |
| チャート | | | Ch 白骨、小梨平の西側に広く分布 黒色や灰白色を呈す。亀裂に富む。 |
| 砂岩 | | | Ss 白骨温泉北側のチャート中に分布 |
| 粘板岩 | | | Sl 白骨区域の石灰華の基底部に薄い礫層を介して分布。黒色 |

0 100 200 300 400 500m

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石
保存活用計画

令和2年3月

発行 松本市教育委員会
編集 松本市教育委員会 文化財課（西部4地区担当）
松本市安曇 1061-1（安曇支所内）
TEL 0263-94-2301